令和５年度
福島県立会津支援学校
高等部入学者選抜募集要項

福島県立会津支援学校

〒965－0006

会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原１０２番地

ＴＥＬ　０２４２－３２－２２４２

ＦＡＸ　０２４２－３２－６０７９

令和５年度福島県立会津支援学校高等部入学者選抜募集要項

福島県立会津支援学校（以下「本校」という）高等部の入学者選抜は、「令和５年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という）によって実施する。

Ⅰ　入学者募集

１　課程・学科、修業年限、募集定員

（１）課程・学科　　全日制・普通科
（２）修業年限　　３年
（３）募集定員　　４０名程度

２　出願資格

学校教育法施行令第２２条の３に定められた障がい（知的障がい）のある者で、特別支援学校の中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは令和５年３月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という）。

３　教育の内容

「特別支援学校高等部学習指導要領」に基づき、本校で定めた教育課程により教育を行う。

Ⅱ　特別支援学校前期選抜

１　出　願

１　募集範囲
原則として県下一円とする。ただし、本校に通学が可能な範囲に在住する者。
２　出願資格
この要項に示した「　Ⅰ　入学者募集　　２　出願資格　」に定めるところによる。
なお、県立高等学校前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という）に出願する者は、特別支援学校前期選抜に出願することはできない。
３　出願方法
（１）中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）校長を通して、本校校長に出願する。
（２）上記（１）以外の者は、直接、本校校長に出願する。
４　併願の取扱い
同一人が同時に二つ以上の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。
５　出願期間
令和５年２月３日（金）から２月８日（水）までとする。
受付時間は午前９時から午後４時までとし、出願最終日は午前９時から正午までとする。
ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。
６　出願に必要な書類
（１）入学願書（本校所定のもの）
（２）高等部入学志願に関する調査書（実施要綱様式第２号。以下「調査書」という）
①　提出期間　令和５年２月１４日（火）から２月１５日（水）までとする。
②　受付時間　午前９時から午後４時までとする。
③　年齢２０歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。
（３）学校教育法施行令第２２条の３に定められた障がい（知的障がい）のあることを証明する書類（「療育手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）を出願時に添付して提出のこと。
ただし、本校中学部から出願する場合は必要としない。
（４）在学（出身）校長は、入学願書を提出するとき、志願者名簿（実施要綱様式第４号）を添付する。
（５）入学検定料は徴収しない。

7　願書受付

（1）出願願書を受け付けた後、受験番号を記入した受験票を交付する。

（2）本校校長は入学願書を精査し、記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。

8　出願先変更

（1）出願者は、令和５年２月９日（木）から２月１３日（月）までの期間内で、１回に限り、出願先を変更することができる。受付時間は、出願の場合と同じとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

（2）出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、特別支援学校前期選抜出願先変更承認書交付願（実施要綱様式第６号）を在学（出身）校長を通して、本校校長に提出する。その際に、本校校長は特別支援学校前期選抜出願先変更承認書及び特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書（実施要綱様式第７号）を交付する。

（3）出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記特別支援学校前期選抜出願先変更承認書及び特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書を添えて、変更先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。

ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを用い、入学願書には入学検定料として「福島県収入証紙」を貼付する。

なお、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。

（4）すでに交付を受けた受験票は返還する。

9　出願の取消し

（1）中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（実施要綱様式第９号）を在学（出身）校長を通して、本校校長に提出する。

（2）上記（1）以外の者については、出願取消届を直接、本校校長に提出する。

（3）出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

2　入学者選抜

1　選抜方法

調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

2　学力検査及び面接の期日、場所、内容

（1）期日　令和５年３月３日（金）

（2）場所　福島県立会津支援学校

（3）内容

①「学力検査」

B型：国語、数学、作業・運動能力検査

（原則として中学部又は中学校で国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者）

C型：ア　自立活動の諸検査

（中学部又は中学校で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者）

イ　自立活動の諸検査及び行動観察

（中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者）

②「面　接」

3　日程

B型

検査実施時刻	内容
８：００　～　８：３０	受　付
８：３０　～　８：４０	全体説明会
８：４０　～　９：００	移　動
９：００　～　９：２０	国　語
９：２０　～　９：４０	数　学
（着替え、休憩　２０分）	
１０：００　～１０：４５	作業・運動能力検査
（着替え、休憩　２０分）	
１１：０５　～１１：５５	面　接

C型

検査実施時刻	内容
８：００　～　８：３０	受　付
８：３０　～　８：４０	全体説明会
８：４０　～　９：００	移　動
９：００　～１０：３０	ア　自立活動の諸検査 イ　自立活動の諸検査及び行動観察 (休　憩) 面　接

4　合格者発表

（1）令和５年３月１５日（水）正午以降に発表する。

（2）合格者に対し、合格通知書（実施要綱様式第１０号）を交付する。その際は、受験票を提示すること。電話による問い合わせには応じない。

5　入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式第１１号）を在学（出身）校長を通して、本校校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

Ⅲ　特別支援学校後期選抜

1　出　願

1　募集範囲

原則として県下一円とする。ただし、本校に通学が可能な範囲に在住する者とする。

2　出願資格

この要項に示した「　Ⅱ　特別支援学校前期選抜　1　出　願　」の「2　出願資格　」に定めるところ及び原則として次の（1）～（3）による。

（1）県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかを受験している者。

（2）県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。

（3）他県からの転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者。

なお、県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかにおいて合格した者は、特別支援学校後期選抜に出願することはできない。

3　出願方法

（1）中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）校長を通して、本校校長に出願する。

（2）上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4　併願の取扱い

同一人が同時に二つ以上の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。

5　出願期間

令和５年３月１６日（木）から３月１７日（金）までとする。

受付時間は午前９時から午後４時までとし、出願最終日は午前９時から正午までとする。

6　出願に必要な書類

（1）入学願書（本校所定のもの）

（2）高等部入学志願に関する調査書（実施要綱様式第２号。以下「調査書」という）

①　提出期間　令和５年３月１６日（木）から３月１７日（金）までとする。

②　受付時間　受付時間は午前９時から午後４時までとし、最終出願日は午前９時から正午までとする。

調査書は、入学願書に添付して提出する。

③　年齢２０歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。

（3）学校教育法施行令第２２条の３に定められた障がい（知的障がい）のあることを証明する書類（「療育手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）を出願時に添付して提出のこと。

ただし、本校中学部から出願する場合は必要としない。

（4）在学（出身）校長は、入学願書を提出するとき、志願者名簿（実施要綱様式第４号）を添付する。

（5）入学検定料は徴収しない。

7　願書受付

（1）出願願書を受け付けた後、受験番号を記入した受験票を交付する。

（2）本校校長は、入学願書を精査し、記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。

8　出願先変更

（1）出願者は、令和５年３月２０日（月）に、１回に限り出願先を変更することができる。受付時間は、午前９時から午後５時までとする。

ただし、午後５時までに在学（出身）校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

（2）出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、特別支援学校後期選抜出願先変更願（実施要綱第５－３号）、新たに作成した入学願書、受験票用紙及び調査書を在学（出身）校長を通して、変更先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。

ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、出願先変更願、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを用い、入学検定料納付済証明書（またはその写し）を貼付する。

なお、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。

（3）出願先変更希望者のいる学校長は、本校校長に特別支援学校後期選抜出願先変更者名簿（実施要綱様式第１２号）を持参又はＦＡＸで送付すると同時に電話で連絡する。

（4）すでに交付を受けた受験票は返還する。

9　出願の取消し

（1）中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（実施要綱様式第９号）を在学（出身）校長を通して、本校校長に提出する。

（2）上記（1）以外の者は、出願取消届を直接、本校校長に提出する。

（3）出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

2　入学者選抜

1　選抜方法

調査書、面接の結果に加えて小論文（作文）又は自立活動の諸検査の結果を資料とし、総合的に判定する。

2　小論文（作文）又は自立活動の諸検査及び面接の期日、場所、内容

（1）期日　令和５年３月２３日（木）

（2）場所　福島県立会津支援学校

（3）内容

①　「小論文（作文）又は自立活動の諸検査」

B型：小論文（作文）

（原則として中学部又は中学校で国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者）

C型：ア　自立活動の諸検査

（中学部又は中学校で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者）

イ　自立活動の諸検査及び行動観察

（中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者）

②　「面　接」

3　日程

B型

検査実施時刻	内容
８：１５　～　８：４０	受　付
８：４０　～　８：５０	全体説明会
８：５０　～　９：００	移　動
９：００　～　９：４０	小論文（作文）
（休憩　１０分）	
９：５０　～１０：２０	面　接

C型

検査実施時刻	内容
８：１５　～　８：４０	受　付
８：４０　～　８：５０	全体説明会
８：５０　～　９：００	移　動
９：００　～　９：４０	ア　自立活動の諸検査 イ　自立活動の諸検査及び行動観察 （休　憩） 面　接

4　合格者発表

（1）令和５年３月２４日（金）正午以降に発表する。

（2）合格者に対し、合格通知書（実施要綱様式第１０号）を交付する。その際は、受験票を提示すること。電話による問い合わせには応じない。

5　入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式第１１号）を在学（出身）校長を通して、本校校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

Ⅳ　その他

1　教育相談

本校高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに本校において実施する教育相談を受けるものとする。

2　願書配布

令和５年１月１０日（火）から１月１３日（金）までの期間とする。

受付時間は午前９時から午後４時半までとする。

3　入学者選抜当日の持参物

受験票、マスク、運動靴（上履き）、Ｂ型受験者のみ筆記用具、Ｂ型受験者のみ運動着（前期）

健康状態チェックリスト

4　新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、受験できないこととされた者に該当した場合の対応

（1）特別支援学校前期選抜について

特別支援学校前期選抜を受験できないこととされた者に該当した場合、該当者は特別支援学校後期選抜の受験対象となる。

（2）特別支援学校後期選抜について

特別支援学校後期選抜を受験できないこととされた者に該当した場合、事前の教育相談の資料や調査書を選抜資料とし、総合的に合否を判定する。

5　問い合わせ

不明な点は、在学（出身）校長を通して、本校に電話で問い合わせる。